

市川税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒272-8573 市川市北方1-11-10 Tel. 047(335)4101 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

～ 申告書の作成・送信は国税庁ホームページをチェック～

自動計算

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナンバー連携や過去の申告データを利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカードとスマホでe-Tax！



e-Tax なら早期還付されます！



←スマホはこちら

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます～

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	時間
1月30日(月)	行徳文化ホール I & I	市川市末広1-1-48	11:00 から 15:00 まで ※入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
1月31日(火)～ 2月2日(木)	行徳文化ホール I & I	市川市末広1-1-48	9:30 から 15:00 まで
2月7日(火)～ 2月13日(月) ※土、日を除きます。	浦安市民プラザ Wave 101	浦安市入船1-4-1 イオンスタイル新浦安 4階	※入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(配当所得、住宅借入金等特別控除、土地・建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、市川税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和4年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- **入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です(詳しくは裏面の「オンラインで事前発行」欄をご確認ください。)**
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。
- お車でのご来場はご遠慮ください。
- 申告書用紙の発送時期によっては、無料申告相談が終了している場合がありますのでご了承ください。

(裏面もご覧ください。)

申告書作成会場の開設について

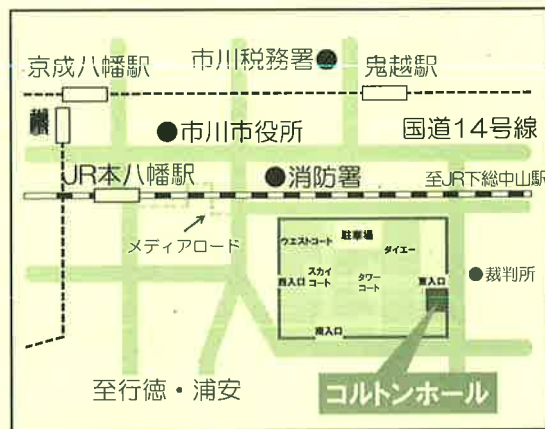
～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月1日(水) ～ 3月15日(水) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	ニッケコルトン プラザ内2階 コルトンホール <small>※左記の期間中、市川税務署では申告書の作成・相談は行っていません。</small>	市川市 鬼高1-1-1	【受付】 8:30から16:00まで ※入場整理券の配付状況に応じて、 受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 9:00から17:00まで

(注) ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。

- 令和4年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。

【案内図】



オンラインで事前発行

LINE アプリで国税庁の公式LINE

アカウントを友だち追加してください。



友だち追加は
こちらから！

- 駐車場料金サービスは行っていません。
- 申告書等の提出のみの場合は、市川税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 申告書作成会場での用紙配布は行っていません。申告書等の用紙が必要な場合は、お近くの税務署にお越しいただくか、国税庁ホームページから入手してください。

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。

なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、
原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

スマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



インボイス制度
特設サイト

